

別記

第一号様式（第二条関係）

（A4）

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅建設瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認の申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第2条第1項の規定により、

〔法第6条第2項第1号の債務名義〕

〔法第6条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第6条第1項の損害賠償請求権の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された損害賠償請求権のうち、法第6条第1項の損害賠償請求権として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称 印

（法人にあっては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第6条第1項の損害賠償請求権の額

注1 「公正証書等」とは、法第6条第2項第2号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第7条に規定する私署証書をいう。

注2 本申請書には、法第6条第2項第1号の債務名義の謄本、同項第2号の公正証書の謄本又は施行規則第7条の私署証書を添付すること。

住宅建設瑕疵担保保証金から還付を受ける
損害調査費用についての確認書

住所

氏名又は名称 殿
（法人にあつては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（以下「保証金規則」という。）第2条第8項の規定により、下記のとおり、住宅建設瑕疵担保保証金から還付を受ける損害調査費用について確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 保証金規則第2条第8項の損害調査費用の額

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅建設瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認書

住所

氏名又は名称 殿
（法人にあつては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第2条第9項の規定により、

〔法第6条第2項第1号の債務名義〕

〔法第6条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第6条第1項の損害賠償請求権の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された損害賠償請求権のうち、法第6条第1項の損害賠償請求権として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第6条第1項の損害賠償請求権の額

注 「公正証書等」とは、法第6条第2項第2号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第7条に規定する私署証書をいう。

公示された供託建設業者に対する損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第3条第4項の規定により、国土交通大臣の公示に係る供託建設業者に対する法第6条第1項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第6条第1項の損害賠償請求権の額

注1 損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注2 本申出書には、法第6条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること。

通 知 書				
還 付 金 額				
還付有価証券	名 称	枚 数	総額面	券面額、回番号及び番号
還付振替国債	銘 柄			金 額
還 付 年 月 日				
債 権 額				
債権発生の原因 たる事実				
供託建設業者の 氏名又は名称及 び住所				
※ 供託年月日				
※ 供 託 番 号				
※ 供 託 金 額				
※ 供託有価証券	名 称	枚 数	総額面	券面額、回番号及び番号
※ 供託振替国債	銘 柄			金 額
供 託 所 名				
<p>上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>権利者 氏 名 印</p> <p>国土交通大臣 殿</p>				
<p>奥書の式</p> <p>上記のとおり供託物の還付があったため、あなたの住宅建設瑕疵担保保証金に 円の不足を生じましたから、この通知書を受け取った日から2週間以内 に上記不足額を供託してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>国土交通大臣 印</p> <p>住所</p> <p>殿</p>				

注1 還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

注2 ※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅販売瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認の申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第18条第1項の規定により、

〔法第14条第2項第1号の債務名義〕

〔法第14条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第14条第1項の損害賠償請求権の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された損害賠償請求権のうち、法第14条第1項の損害賠償請求権として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称 印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 4 法第14条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

注1 「公正証書等」とは、法第14条第2項第2号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条に規定する私署証書をいう。

注2 本申請書には、法第14条第2項第1号の債務名義の謄本、同項第2号の公正証書の謄本又は施行規則第18条の私署証書を添付すること。

住宅販売瑕疵担保保証金から還付を受ける
損害調査費用についての確認書

住所

氏名又は名称 殿
（法人にあつては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（以下「保証金規則」という。）第18条第8項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金から還付を受ける損害調査費用について確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 保証金規則第18条第8項の損害調査費用の額

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅販売瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認書

住所

氏名又は名称 殿
（法人にあつては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第18条第9項の規定により、

〔法第14条第2項第1号の債務名義〕

〔法第14条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第14条第1項の損害賠償請求権の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された損害賠償請求権のうち、法第14条第1項の損害賠償請求権として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

注 「公正証書等」とは、法第14条第2項第2号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条に規定する私署証書をいう。

公示された供託宅地建物取引業者に対する損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第19条第4項の規定により、国土交通大臣の公示に係る供託宅地建物取引業者に対する法第14条第1項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称 印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 4 法第14条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

注1 損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注2 本申出書には、法第14条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること。

通 知 書				
還 付 金 額				
還付有価証券	名 称	枚 数	総額面	券面額、回番号及び番号
還付振替国債	銘 柄			金 額
還 付 年 月 日				
債 権 額				
債権発生の原因 たる事実				
供託宅地建物取 引業者の氏名又 は名称及び住所				
※ 供託年月日				
※ 供 託 番 号				
※ 供 託 金 額				
※ 供託有価証券	名 称	枚 数	総額面	券面額、回番号及び番号
※ 供託振替国債	銘 柄			金 額
供 託 所 名				
<p>上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>権利者 氏 名 印</p> <p>国土交通大臣 あて</p>				
<p>奥書の式</p> <p>上記のとおり供託物の還付があったため、あなたの住宅販売瑕疵担保保証金に 円の不足を生じましたから、この通知書を受け取った日から2週間以内 に上記不足額を供託してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>国土交通大臣 印</p> <p>住所</p> <p>氏 名 殿</p>				

注1 還付有価証券及び供託有価証券の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

注2 ※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。